日本住宅性能表示基準(平成13年国土交通省告示第1346号)改正案

第1~第5 略

別表1 (新築住宅に係る表示すべき事項等)

	(V)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
1	1 - 1	一戸建て			
構造の	耐震等級(構造	の住宅又			
安定に	躯体の倒壊等防	は共同住			
関する	止)	宅等			
こと		(1 - 3)			
		において、			
		免震建築			
		物とされ			
		たものを			
		<u>除く。)</u>		(略)	
	1-2	一戸建て		(四分)	
	耐震等級(構造	の住宅又			
	躯体の損傷防	は共同住			
	止)	宅等			
		$\frac{(1-3)}{(1-3)}$			
		において、			
		免震建築			
		物とされ			
		たものを			
		除く。)			

	1 - 3	<u>一戸建て</u>	評価対象建築物が免震建築物であることを	免震構造によ	免震建築物とすることによる地震対策
	その他の地震対	の住宅又	明示する。この場合において、当該建築物	る地震対策	
	<u>策</u>	は共同住	が免震建築物であるときは、次のイからへ		
		宅等	までに掲げるものを併せて明示する。		
			イ. 免震層の設計限界変位、免震層の設計		
			限界変位時の建築物の固有周期、免震層		
			の等価粘性減衰定数、免震層に作用する		
			地震力、免震層の地震応答変位、免震層		
			の地震応答変位と設計限界変位との割		
			合、免震層の設計限界変位 (暴風時)、免		
			震層の風応答変位、免震層の応答変位と		
			設計限界変位 (暴風時) との割合		
			口. 流体系の減衰材の応答速度及び限界速		
			度		
			<u>ハ. 負担せん断力係数、接線周期、地震時</u>		
			鉛直力係数		
			二. 最上階及び最下階の地震層せん断力係		
			数、最大層間変形角、最下階の剛床		
			ホ. 免震層のクリアランスの距離、免震層		
			の地震応答変位の余裕度		
-	1 4		へ. 下部構造の水平震度		
	<u>1-4</u> 耐風等級(構造				
	収益等級(構造 躯体の倒壊等防				
	北及び損傷防				
	止)				
-	1-5				
	耐積雪等級(構				
	造躯体の倒壊等				
	防止及び損傷防			(略)	
	止)			(-0)	
	$\frac{1}{1-6}$				
	地盤又は杭の許				
	容支持力等及び				
	その設定方法				
	$\frac{1-7}{1-7}$				
	基礎の構造方法				
	及び形式等				

2,3 (略)			(略)		
4 維 <u>持・更</u> の に 動す	4-1 維持管理対策等 級 (専用配管) 4-2 維持管理対策等 級 (共用配管)			(略)	
<i>ڪ</i>	<u>4-3</u> 更新対策(共用 排水管)	共同住宅	等級(1、2又は3)及び次のイからホまでのうち、該当する共用排水立管の位置を明示する。 イ. 共用廊下の外側等 ロ. 共用廊下に面する住戸の外側等 ハ. 外壁面、吹き抜け等の住戸外周部 ニ. バルコニー ホ. 住戸専用部	更新対策(共用排水管) 更新対策等級 (共用排水管) 等級 3 等級 1 共用排水立管の位置	共用排水管の更新の容易さ 共用排水管の更新を容易とするため必要な対策の程度 配管が共用部分に設置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている 配管が共用部分に設置されている等、更新を行うための基本的な措置が講じられている その他 共用排水立管が設置されている位置
	<u>4-4</u> 更新対策(住戸 専用部)	<u>共同住宅</u> <u>等</u>	次のイ及びロに掲げるものを明示する。 イ. 躯体天井高及びはり等による躯体天井高よりも低い部分の有無を明示する。この場合において、はり等による躯体天井高よりも低い部分があるときは、躯体はり下高等及び次のaからcまでのうち、当該低い部分が該当する部位を併せて明示する。 a. はり b. 傾斜屋根	更新対策(住 戸専用部) 躯体天井高	住戸専用部の間取りの変更(専用配管の更新を行う場合を含む。)の容易さ 住戸専用部の構造躯体の床に挟まれた空間の高さ

		c. その他 ロ. 住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有 無を明示する。この場合において、住戸専 用部に構造躯体の壁又は柱があるときは、 当該構造躯体の壁又は柱の別を併せて明示 する。	住戸専用部の 構造躯体の壁 又は柱の有無	住戸専用部の構造躯体の壁又は柱で間取りの変更(専用配管の更新を行う場合を含む。)の障害となりうるものの有無
5~10 (略)		(略)		

別表2-1 (既存住宅に係る表示すべき事項等)

	(い)	(ろ)	(は)	(パニ)	(/ま)
	表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
構造の 安定に 関する こと	表示すべき事項 1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止) 1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)	一住同(に免物た除一住同((建能交もるじりに免物戸宅住1お震ともく戸宅住評新設評付の。。、お震と建又宅1い建さの)建又に価築住価さに以)1い建さては等1て建さの)では宅住時宅書れに下に一て建さの共 3、築れを の共等宅に性がた限同限3、築れ	表示の方法	(略)	説明に用いる文字
		<u>除く。</u>)			
	構造の 安定に 関する こと	表示すべき事項 1 1	表示すべき事項 適用範囲 1-1 一戸建ての 住宅又は共同住宅等 (1-3 において、免 震 建 整 物 と さ も のを除く。) 1-2 耐震等級 (構造躯体 の損傷防止) 「一戸建ての住宅又は共同 住宅又は共同 住宅又は共同 住宅又は共同 住宅又は共同 住宅 で (評価住宅 (新集時に建設住宅性能評価書が交付されたものに限る。以下同じ。)に限り、1-3 において、免 震 建 築	表示すべき事項 適用範囲 表示の方法 1 1	表示すべき事項 適用範囲 表示の方法 説明する事項

<u>1-3</u> その他の地震対策	一のは宅 (主) という	評価対象建築物が免震建築物であることを明示する。この場合において、当該建築物が免震建築物であるときは、次のイからへまでに掲げるものを併せて明示する。 イ. 免震層の設計限界変位、免震層の設計限界変位、免震層の調力、免震層の部間を変換が、免震層の地震応答変位、免震層の地震応答変位と設計限界変位との割合、免震層の地震応答変位と設計限界変位(暴風時)、免震層の風応答変位、免震層の応答変位と設計限界変位(暴風時)をの割合で、免震層の風応答変位、免震層の応答変位と設計限界変位(暴風時)との割合で、免震層の応答変位と設計限界変位(暴風時)をの割合で、発震層の上、流体系の減衰材の応答速度及び限界速度が、負担せん断力係数、接線周期、地震時鉛直力係数とこ。最上階及び最下階の地震層せん断力係数、最大層間変形角、最下階の剛床が、免震層のカリアランスの距離、免震層の地震応答変位の余裕度で、下部構造の水平震度	免震構造による地震対策	免震建築物とすることによる地震対策
1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) 1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止) 1-6 地盤又は杭の許容支持力等及びその設定方法 1-7 基礎の構造方法及び			(略)	

	形式等				
2,3 (略)			(略)		
4 維持管 理 <u>・更新</u> への 配慮に 関する	4-1 維持管理対策等級 (専用配管) 4-2 維持管理対策等級 (共用配管)			(略)	
こと	<u>4-3</u> <u>更新対策 (共用排水管)</u>	共同住宅 等 (評価住 宅 に る。)	等級(1、2又は3)及び次のイから 水までのうち、該当する共用排水立管 の位置を明示する。 イ. 共用廊下の外側等 ロ. 共用廊下に面する住戸の外側等 ハ. 外壁面、吹き抜け等の住戸外周部 ニ. バルコニー ホ. 住戸専用部	更新対策(共用排水管)更新対策等級(共用排水管)等級 3等級 2等級 1共用排水立管の位置	共用排水管の更新の容易さ 共用排水管の更新を容易とするため必要な対策の程度 配管が共用部分に設置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている 配管が共用部分に設置されている等、更新を行うための基本的な措置が講じられている その他 共用排水立管が設置されている位置
	<u>4-4</u> 更新対策 (住戸専用 部)	共同住宅 等(評価住 宅 に 限 る。)	次のイ及び口に掲げるものを明示する。 イ. 躯体天井高及びはり等による躯体 天井高よりも低い部分の有無を明示する。この場合において、はり等による躯体天井高よりも低い部分があるときは、躯体はり下高等及び次のaからcまでのうち、当該低い部分が該当する部位を併せて明示	更新対策(住戸専 用部) 躯体天井高	住戸専用部の間取りの変更(専用配管の更新を行う場合を含む。)の容易さ 住戸専用部の構造躯体の床に挟まれた空間の高さ

5 (略)			<u>する。</u> <u>a. はり</u> <u>b. 傾斜屋根</u> <u>c. その他</u> <u>D. 住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有無を明示する。この場合において、住戸専用部に構造躯体の壁又は柱があるときは、当該構造躯体の壁又は柱があるときは、当該構造躯体の壁又は柱があるときは、当該構造躯体の壁又は柱の別を併せて明示する。</u>	住戸専用部の構造 躯体の壁又は柱の 有無	住戸専用部の構造躯体の壁又は柱で間取り の変更(専用配管の更新を行う場合を含む。) の障害となりうるものの有無
6 空気環 境に関 するこ と	6-2 換気対策(局所換気 対策) 6-3 室内空気中の化学物質の濃度等			(略)	
6 空境ではる	6-4 石綿含有建材の有無 等	一戸建ての住宅又は共同住宅等	次の①に掲げる建材ごとの評価対象 住戸における有無並びに次の①及び ②に掲げる建材ごとの次のイからへ までに掲げるものを明示する。 ①吹き付け石綿又は吹き付けロック ウール(囲い込み又は封じ込め等の飛 散防止のための措置が施されている ものを除く。) ②①以外の建材のうち測定を行うも の イ. 建材の名称 ロ. 建材における石綿含有の有無及び 石綿含有率(単位を f/1 とする。) ハ. 建材の使用部位 ニ. 採取条件(建材を採取した建築物 の名称、用途及び施工年(石綿含有 建材の施工時期が分かる場合はそ	石綿含有建材の有 無等	評価対象住戸における飛散のおそれのある吹き付け石綿及び吹き付けロックウールの有無並びに測定する建材の石綿含有の有無、石綿含有率及び評価対象住宅における使用部位

			の施工年)、試料の採取部位及び場		
			所、試料の大きさ、採取方法、採取		
			を行った年月日その他測定の対象		
			となる石綿含有建材の有無等に著		
			しい影響を及ぼすものに限る。)		
			ホ. 分析条件(試料粉砕方法、使用し		
			た分析機器、分析方法、分析年月日		
			その他測定の対象となる石綿含有		
			建材の有無等に著しい影響を及ぼ		
			すものに限る。)		
			へ. 建材の分析を行った者の氏名又は		
			名称(建材の採取及び測定を行った		
			者が異なる場合に限る。)		
	6 - 5	一戸建ての	居室等ごとに次のイからへまでに掲	室内空気中の石綿	評価対象住戸の居室等における空気中の石綿
	室内空気中の石綿の	住宅又は共	げるものを明示する。	の粉じんの濃度等	の粉じんの濃度及び測定方法
	粉じんの濃度等	同住宅等	イ. 空気中の石綿の粉じん濃度(単位		
			を f/1 とし、測定した濃度の平均値		
			又は最高及び最低の値とする。)		
			口. 採取を行った年月日並びに採取を		
			開始した時刻及び終了した時刻		
			ハ. 採取条件(空気を採取した居室の		
			名称、採取を行った居室内の位置又		
			<u>はその近傍における採取中の平均</u>		
			の室温及び平均の相対湿度、採取中		
			の天候及び日照の状況、採取前及び		
			採取中の換気及び冷暖房の実施状		
			況その他測定の対象となる粉じん		
			の濃度に著しい影響を及ぼすもの		
			に限る。)_		
			二. 分析条件(空気中の石綿の粉じん		
			濃度を測定 (空気の採取及び分析を		
			含む。) するために必要とする顕微		
			鏡の種類等器具の名称、計測視野数		
			及び定量下限その他測定の対象と		
			なる粉じんの濃度に著しい影響を		
			及ぼすものに限る。)		
			へ. 空気中の粉じんの濃度を分析した		
			者の氏名又は名称 (空気の採取及び		

	分析を行った者が異なる場合に限 る。)		
7~10 (略)	(略)		

別表 2-2 (略)